神戸市公園緑地審議会運営要領

平成19年5月24日 神戸市公園緑地審議会決定

(趣旨)

第1条 この要領は、神戸市公園緑地審議会(以下「審議会」という。)規則第11条の 規定に基づき、審議会の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会の設置)

第2条 審議会に,審議会規則第8条に規定する風致地区内建築等審査部会のほか, 計画・緑化部会及び活用・運営部会を置くものとする。

(部会の内容)

- 第3条 前条に規定する計画・緑化部会は、神戸市における公園・緑地及び都市緑化等に 関する計画・施策について調査・検討・審議する。
- 2 前条に規定する活用・運営部会は、神戸市の公園・緑地の活用や、管理運営に関することについて調査・検討・審議する。
- 3 審議会規則第8条に規定する風致地区内建築等審査部会は、同条第2項に定める事項 のほか、神戸市における緑地保全・風致等に関する計画・施策について調査・検討・審 議する。

附 則(平成19年5月24日審議会決定)

(施行期日)

1 この要領は、平成19年5月24日から施行する。

附 則(平成24年7月11日審議会決定)

(施行期日)

1 この要領は、平成24年7月11日から施行する。